

誓約書

平成 24年 4月 1日

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次 殿

必ず住所、事務所所在地(予定)のいずれもご記入ください。同一場所の場合、「同上」でも構いません。

住 所 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号

事務所所在地(予定) 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号
行政書士会館2階

誓約書ですので、氏名は必ず「自筆署名」してください。印鑑や自署したもののコピー等の場合は、書き直しをお願いします。

氏 名
(自 署)

行政 太郎



私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

申請書と同一の印鑑を押印してください。

- 1 私は、行政書士法第2条の2第三号から第八号までに定める事項のいずれにも該当いたしません。
- 2 この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。
- 3 私は、行政書士法並びに関係法令及び貴会会則を遵守いたします。

《参照》

行政書士法

(欠格事由)

第2条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産者で復権を得ないもの
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年(平成20年7月1日前に刑に処せられた者については2年)を経過しないもの
- 五 公務員(特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む)で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年(平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年)を経過しない者
- 六 第6条の5第1項の規定により登録の取消し処分を受け、当該処分の日から3年(平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年)を経過しない者
- 七 第14条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年(平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年)を経過しない者
- 八 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しない者

行政書士法第2条の2第一号から第八号までの欠格事由に該当していないことを、本書にてご誓約いただくものです。条文をよくお読みください。